

令和 7 年第 2 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年2月26日（水）午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第3号	農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について	1件
議第4号	農用地利用集積等促進計画素案に係る意見聴取について	1件
議第5号	地域計画案に係る意見聴取について	1件
議第6号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議第7号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
報第4号	特定農地の解約について	1件
報第5号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
報第6号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	2件
報第7号	農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて	1件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	坂崎 寛治	
2	日比野 敏夫	辞任
3	玉木 芳幸	
4	富田 良一	
5	江崎 勇	
6	東 一二三	
7	若尾 茂	
8	市原 勝美	
9	伊藤 忠義	辞任
10	梶田 達行	欠席
11	右高 一朋	

議席番号	委員氏名	備考
12	若尾 武彦	
13	山内 晃三	
14	長江 弓子	
15	水口 博文	
16	加納 洋一	
17	鈴木 隆	

議長 ただいまより、令和7年第2回農業委員会総会を開会する。本日は、10番 梶田達行委員から欠席の連絡がありましたので15名中14名の出席。従って、『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、『多治見市農業委員会会議規則』第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、15番 水口 博文 委員、17番 鈴木 隆 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第3号「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」を上程する。議第3号について事務局より説明願う。

事務局 農業経営改善計画については5年間ずつの計画。今回、■■■■■■■■■■■■■■■■が期限を迎えた。■■■■■■■■■■■■■■■■に設立し、今回更新の計画が提出されたためお諮りするもの。代表者は■■■■氏で変更なし。改善計画において現状の生産作目は■■■■、■■■■、目標の令和11年は、同じく■■■■、■■■■。年間所得は現状として令和5年度の数値であるが1,759万円、目標の令和11年には8,000万円程に上げていく予定。生産物については、■■■■は作付面積275.6a、■■■■は50a、生産量は■■■■2トン、■■■■50kgの収穫。目標はいずれも倍の■■■■は4トン、■■■■は100kg。農産物の加工品について現状は■■■■■■■■■■900万円、■■■■■■■■500万円、■■■■200万円、■■■■■■■■■■200万円の売り上げとなっている。現在の土地は多治見市で借入れ、275.6a、目標値は500aにしたいとのこと。経営の構成については、■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏で、前回の総会にて■■■■■■■■■■■■■■■■の関係で報告をさせていただい

議長 議第３号事案について、地元委員から意見があれば発言願う。

議長 この件については、先月の総会にて委員から草刈りが行われていない旨報告を受け、視察に行ってきた。まず①法面の草刈りがされていない所を確認、次に②田んぼの湿気った所の道路がユンボで搔いて溝ができており、道路が荒れていた部分を視察、代表者の家族がユンボで畑の水切りをしていた。次に、③特に多かった■■■は放棄地となっていた。■■■■■■が植えてあるが枯れてしまっており、そのまま放置されていた。この３点について現場を確認後、代表者に意向を聞いたところ①については草を刈ってきれいにすると猪がきて荒らすといけなからとの返答であったが、近所の方も耕作しているため草刈りするようにお願いした。②農道であるため整備して綺麗にしてほしい旨伝えた。ユンボで何をされているのか聞いてみたところ、田んぼが湿気っているため木を植えても腐ってしまい２年くらいかけて水切りを行い、だいぶ水はけがよくなってきた。これから植える予定とのこと。③の放棄地については、土質が合わないのか、苗を植えても枯れてしまう。次の策としてしばらく放っておき、雑草を生やし、その後に耕し木を植える予定であるとのこと。本当に生えてくるのか確認したが、いろいろ試行錯誤しているとのことであった。その苗が今日届いたということだろうか。

[illegible]

も委員には新規採用についても注視してしてほしい。採用されず草が生えているような状態の時は、また話しに行く。

15 番 その際は連絡する。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 3 号事案について採決を行う。議第 3 号事案を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 3 号事案は承認することに決定する。

議長 次に議第 4 号事案「農用地利用集積等促進計画素案に係る意見聴取について」を上程する。議第 4 号について事務局より説明願う。

事務局 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画素案に係る意見聴取について、市長から農業委員会に対し意見、諮問があったため付議するもの。内容は、借人は■■■■氏。全部で 27 筆 24,782 m²の土地について 10 年の使用貸借を行うもの。■、■■、■■、■■、■■で、この土地については今年度計画を出しているが、今回で一段落することになる。■■氏はまだ手を広げ、大きくしていきたい意向。中間管理機構を通してこのように契約していくのが今後も出てくるであろう。

議長 議第 4 号事案について、地元委員から意見があれば発言願う。

6 番 ■■氏は今 5 ha か。

事務局 もっと多く 10ha。■■、■■でもやってみえる。

6 番 ■■、■■の方が多くなるのか。

事務局 とりあえず市内で行う旨聞いている。

11 番 実際にやっているところが今回のリストに載っており、本人は、目標は 100 町歩と言っているようだが、そこまで手がまわるのか。■■■氏のところの収穫の量があまり多くはなく、植え放しで放っており、肥料も入れないし、草が生えているところもある。収穫が 5 俵を切っているため、効率は 1 枚の田で収穫量をあげた方がいいのではないかと農協と話したところである。考え方がいろいろである。彼は総面積を広げて収穫量をあげる考え方のようだ。

6 番 種をまく方法だと聞いたが、直播は、水がないとできないのではないかと。自分のところは 5 月にしか水が来ないが水がくるのだろうか。

8 番 水は入れないことになっている。水を入れると水路に穴があいているため普通に耕作している人ができなくなる。水は 4 月の終わり頃に入れることになっている。

6 番 その点が疑問であった。

1 番 ■■■は水をはってやるのか。■■■は何もなしでやったと聞いたが、そういう方法もあるということか。■■■で試験的にやったそうだが、結果的には鳥に食われたのか全部失敗し、初めから違う方法でやり直したと聞いた。

11 番 ■■■がやっているのは、V 字型に穴を掘り、もみが入り、土がかぶり埋まるため鳥に食われないが、苗を植えるのではなくもみを撒くだけなので中に沈まず鳥に食べられてしまう。営農のやり方も鳥に食われることもあるが、全部ではなく一部だけのもの。

議長 この会議の後に農振地域の会議があり、その資料によると■■■のところは現在自作農が 10ha、請負が 23ha で、今後の規模拡大において乾燥機を増やし、一時保管場所も一緒に作りたいとのことである。12 月の農業委員会の時に姫地区に土地を買い、乾燥場など農作業所を作るという話がでていたが、農振地域であるため作業所にするには変更が必要となるため今回付議されている。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第4号事案について採決を行う。議第4号事案を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第4号事案は承認することに決定する。

議長 次に議第5号事案「地域計画案に係る意見聴取について」を上程する。議第5号について事務局より説明願う。

事務局 地域計画について農業委員会に意見を求めるもの。令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正され、各市町村で地域計画を定めるよう決定。10年後の地域の農業の設計図を描くということで、多治見市においては農振農用地の5地区について地域計画を定めることとし、令和5年、6年とかけて各地域で連携会議を行い、協議を経て意見がまとまったため地域計画案として5地区分をお諮りいただくもの。目標年度は令和12年度としている。実際には地域計画は10年後の地域の農業の設計図と言われているが、今回、岐阜県が基本計画を見直す時期が12年度ということで目標年度を合わせて欲しいとのことで、地域計画の目標年度は各地区とも令和12年度に設定。

5地区の概要について資料に基づき説明。

資料の訂正：10ページの■■■の経営面積20.26haは2.026haが正しい。

議長 議第5号事案について、意見があれば発言願う。

議長 今年度の大きな目標であり、全国一斉に地域計画を作るようにというもので、全国的に各農業委員会にて作成している。これをベースにして今後変わっていくであろう。

7番 計画について地元で話し合ったが解決できない話がある。田んぼについて中間管理機構を通して貸すことになり、その際に出た話だが、年をとりできなくなったためお願いするわけだが、田んぼをやってもらい、なおかつ管理費を支払わなければならないということで皆から意見が出た。他の地区ではどうか。要するに草刈りなどの管理は自分たちでやり、田んぼはただで貸すというもの。個人的に聞いてみると、そうであれば何もせずに放置するなどの極端な話が現実に出ている。他の地区ではそのような話がないか伺いたい。

1 番 ■■■■は、現在ほとんど■■■がやっているが、最初の段階で、自分で草刈りできる人はいいが、できない人は3万円出すという話で始まった。もう既にその時点で放棄してしまった人がいる。3か所最初から放棄してしまい、山になっている。おそらく今後増えていくと思われる。というのは自分で草刈りなど管理ができなくなったため田んぼごと貸すという考え方のところにそのような話となれば放っておけばよいという話になってしまった。田んぼだけ貸して周りだけを刈ってあげるなんてことがいつまでも続くのか疑問である。

11 番 その話は、土地を貸す上に草刈りなど管理のためのお金をそれ以上出たくないということなのか。

7 番 今、中間管理機構がJAに貸し、JAが市民農園という1反の田を12区画に区切って貸しており、園芸畜産協会の人などが草を刈り、その上に少しお金をもらっているということを皆知っている。その点から話が出たのではないと思われる。うちの地区では、JAが市民農園をやっている田んぼが何枚かある。皆が皆そう思っているわけではないと思うが、一部の人が放っておけばよいと思っており、先ほど委員が言われたとおり豆田では荒れた田んぼがある。今後そういうところが増えていくとまずいと思っている。あまりにも荒れた状態となっているところは税金もかかるなどの話も聞いた。個人的に話した人は一反あたり多少なりとも税金を払っているが、土地は自分のもので人のものにはならないからいいと言ってみえた。その点でもどのような方法があるかなどの話がでた。

議長 ルールはまだ曖昧のようだ。どこまでを委託して自分はそれ以外をやるのか、全部何もかも委託する案や畝刈だけはやってほしいなどバラバラである。それを統一するのか、どうするのか。

11 番 これは米の単価にも影響する。今は、■■■などは、地主に対し30kg 1万円、それ以外は30kg 12,000円、1俵24,000円で売り、その値段であれば、■■■が畦草刈りをすることもできる。去年までは、農協では高くて1俵12,000円であった。今は、その倍くらいで売れるわけなので採算が合うが、これから米価が下がり、元の本阿弥になれば米を作っただけ赤字になる状態になる。今はスーパーだと平均1kg 800円、5kg 4,000円、60kgの玄米を精米すると約50~52kg、それを800円で売れば40,000円に、600円で売ったとしても30,000円となる。その値段であればいけると思うが、もっと下がれば畦草を刈るお金が出ないということ。今の話は市街化調整区域の話で、私は市街化区域でやっていて、市

街化区域ははっきり言って土地がお金になる。例えば1反30,000円土地の管理費としていただける。しかし調整区域は、土地を売ったなら仕方がないが、追い金まで出して自分の畑を守りしてもらおうというのはおかしいと思う。それだけの農地の価値があるかということ。農地としては価値があっても実際売るときは売れない。そのような問題があると思う。先ほど話がでたレジャー農園は、貸すと多少なりお金が入る。そこの兼ね合いである。貸すところにより多少なりお金が入るところと追い金を払わなければならないところと違いが出るのはおかしいことである。

議長 米価がどう変化していくかによって変わってくるのではないかということである。7番委員よろしいか。

7番 他にそのような話があったら教えてほしい。

議長 全国的な話であるため、農業新聞などにでてくるかもしれないので注視していただきたい。

事務局 補足：地域計画の今後の予定は、現在意見聴取を農業委員会とJAとうとに同時に行っている。双方の意見が返ってきたら縦覧を行い、その後地域計画を公告する。それを3月31日までに行うことになっている。実際に公告した後はインターネット等で公表する。今回配布している計画案は耕作者の名前が入っているが名前を消し、耕作者A、B、Cといった表示にする。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 発言がないので、議第5号事案について採決を行う。議第5号事案を承認することについて、賛成の委員は挙手願う

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第5号事案は承認することに決定する。

議長 次に議第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程する。議第6号について事務局より説明願う。

[illegible]

現在も木が植えてあるが、同様に■■、主に■などの農地として耕作される予定。

[illegible]

今までは草が生え荒地となっていたが、草刈りを行い綺麗な状態となっている。水がこないとのことであるため■ ■など植え、耕作される予定。

議長 議第6号事案1について、地元委員から意見があれば発言願う。

7番 譲渡人は、管理をきちんとされていたが、年をとり身辺整理されるというもの。譲受人は自宅の前の土地であるため迷われたが購入された。水がこないため■■を植え耕作されるとのこと。問題なし。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 6 号事案 1 について採決を行う。議第 6 号事案 1 を許可することについて、賛成の委員は挙手願う

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第6号事案1は許可することに決定する。

議長 続けて議第 6 号の事案 2 について地元委員の意見を求めるが、本案件については、■■■■■■委員が利害関係人となるので、『農業委員会等に関する法律』第 31 条により議事に参与することができないため、■■■■■■委員には一時退室願う。

(☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒委員 退室)

議長　改めて、議第 6 号の事案 2 について、地元委員から意見があれば発言願う。

3番 是非とも賛成してあげてほしい。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 6 号事案 2 について採決を行う。議第 6 号事案 2 を許可することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第6号の事案2は許可することに決定する。

■ ■ ■ ■ ■ 委員の退室を解く

(**委員 入室**)

議長 次に議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程する。議第7号について事務局より説明願う。

事務局 申請番号 1、所有権移転、■■■■■■■■■■、登記簿地目：
田、現況地目：田、面積：908.00 m²、譲渡人：■■■■■■■■■■、■■
■■■■、■■■■■ 共有名義、譲受人：■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■
■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■■■

購入し太陽光発電施設を設置するもの。現在■■■■■が耕作を行っており、3月いっぱい終了し太陽光施設に変わる予定。土地売買
土地取得費：■■■万円、発電量：93.96kW、発電出力：49.5kWの
施設

議長 議第7号について、地元委員から意見があれば発言願う。

12 番 位置図のとおり綺麗に手入れされ、昨年まで耕作されていた。手前が荒れているように見えるが猪が入ったようだ。譲渡人の■■■■と■■■■は夫婦で親から引き継いだところ。太陽光は根本では初めてだが、調整区域の農振農用地域でできるものか。

議長 事務局より説明願う。

事務局　市街化調整区域ではあるが、農振農用地から外れている為転用は可能である。農振農用地であれば、上に太陽光をつけて下で耕作をする必要があるが、今回の申請については、完全な転用をされるもの。

12 番 水田の所は、右側が水路になっており、他の地域に迷惑をかけるようなことはない。民家も少し離れており、大丈夫だと思う。生活排水も入ってくることはない。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第7号について採決を行う。議第7号について、許可することに賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第7号は許可することに決定する。

議長 次に報第４号「特定農地の解約について」を上程報告する。報第４号について事務局より説明願う。

事務局 特定農地貸付の解約について、これはレジャー農園の解約である。

■■■■■■■■■■ 地目：田、面積：1,018 m²、契約の種類：賃貸借、賃貸人：
■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■、賃借人：■■■■■■■■■■■■■■、届出年月日：令
和7年1月24日、解約成立日：令和7年1月23日、土地引渡時期：令和7年3
月31日、区画数16区画、面積：1,018 m²

現在はまだ耕作されているが、3月31日までに終了する。

(発言なし)

議長 次に報第5号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を上程する。報第5号について事務局より説明願う。

現在は家が建っており、始末書提出、平成 13 年には家が建っており、今回隣接地に子どもが家を建てるため土地を調べていたところ農地であることが判明、追認による申請である。

議長 報第５号は専決事項のため、議決事項ではないが、委員から意見があれば発言願う。

(発言なし)

議長 発言がないので、報第5号を終了する。

議長 次に報第6号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を上程する。報第6号について事務局より説明願う。

事務局 申請番号 1、使用貸借、■■■■■■■■■■、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：269.00 m²、貸人：■■■■■■■■■■、■■■■、借人：■■■■■■■■■■、■■■■、転用用途：住宅用地

[illegible]

該当地の横に■■氏の自宅があり敷地とし、家庭菜園として使用予定。

議長 報第 6 号は専決事項のため、議決事項ではないが、委員から意見があれば発言願う。

(発言なし)

議長 発言がないので、報第6号を終了する。

議長 次に報第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて」を上程する。報第7号について事務局より説明願う。

事務局　農地法第５条で許可申請の取り下げがあったため報告するもの。令和６年１２月の総会にて承認いただいた案件。所在：■■■■■■■■■■、■■■■■■、■■■、■■■、■■■、■■■、■■■■■　■■■■■の近隣の土地全６筆の転用。県の許可になるため県との協議の中で、■■■■番と■■■■番の土地に建物が建っており、建築確認がとられていない建物であることが判明。農地法では他の法令で許可、認可が取れていないものについては転用の許可ができないとされている。建築基準法による建築確認が取れていないことが確認できなかったため、県が許可をするのは困難な案件となった。その旨、申請人に伝えたところ申請を一度取り下げ、再度事業計画を立て直して申請すること。今回は一旦全て申請取下げ願いが提出され、それを受領、取下げを行ったものである。多分、建物が建っている土地以外の４筆の更地部分についてまた転用の申請が出てくる旨聞いている。

議長 報第7号は専決事項のため、議決事項ではないが、委員から意見があれば発言願う。

6番 申請の取下げがあり、また建築確認が取れていない建物を排除して申請をし直すということか。前は畑の所に倉庫が建っていたが、それは違法に建てたということか。

事務局 違法とまでは言わないが、建築基準法での手続きは、確認申請をして建築許可を取ってから建てるというものだが、その手続きを取られた事実がないため、建築基準法では手続きを怠っているということになる。

6 番 違法で建てたということでないか。現地を確認に行ってみたが、人はいたがよくわからなかった。

事務局 現地を何度も見に行っているが、昭和 48 年に建てた建物。建築基準法を無視して昭和 48 年から 50 年間きちんと建っているということは考えられない。きちんとした所で造っているが、申請の手続きだけが漏れていると思っている。しかしその手続きがされていないということで、許可は出しにくいということであったため、申請者がそれなら取下げるという案件である。

今度は■■■■■業をされるようで、■■■■■を集め作業をする場所にしたいとのこと。

議長 中国の人がよくやっており、無断でやってしまうことがあるため、注視しておいてほしい。おかしいと思ったらすぐに事務局に連絡してほしい。建物が建ってからでは遅いため早めに手をうつ必要がある。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、報第 7 号を終了する。以上をもって、本日の議案を終了する。

議長 その他議案以外で何かあれば発言を願う。

11 番 国会の答弁にて、米について去年 7・8 月のような米がなくなるような事態は、今年は起きないと政府が言っていたが、自分らの計算によると今は足りているが価格もある程度の価格、7 月の終わり頃には値段が上がり米自体もなくなるのではないかと予想している。政府は国会で答弁しているため努力はすると思うが、政府の政策は机の上の計算だけで実際を見ていない。今、米は、流通量はある程度はあるがなぜ値段が高くなっているかという需要と供給の関係。今は各家庭がある程度米を備蓄しているが、以前は米があった為、今日米がなくなったから明日買いに行こうというものであった。しかし今は米がなくなりかける前に買っておこうとするから値段が下がらない。政府は各家庭に 1 か月分くらい米を持っておくように呼び掛け、生産農家も昔は年内まで持っていたが、古い米は持たない。各農家にも生産量の一割くらいは持っておくようにすれば、政府が備蓄をしなくても回っていくのではないか。政府がいくら 100 万

t 備蓄していても国民全部に配れば2カ月もない。それより各家庭や生産者に備蓄をするようにするなど方向転換しない限り米問題はなかなかうまくいかないと感じた。政府の備蓄米も100万tは年間20万tの備蓄で、5年前のお米である。新米は40万tしかない。5年経ったら飼料米として放出していた。100万tを配るといっても5年前のお米は食べられない、食べられるのはせめて2年前ぐらいのお米である。そういうことから政府は机での計算だと思う。

議長 米の値段は下がるだろうか、どう思われるか。

11 番 一旦は下がると思うが、また上がる。それより7月頃に米が足りなくなると思う。実際にうちの直売所でも売る米がない。高い価格にしても出せばその日に売れてしまう。直売所に出しているのは現在2名くらい。米が実際にはない。

議長 多治見市からも生産指標の知らせが来ていた。

事務局 毎年一応出している。

11 番 減反政策は安倍首相がやめたが、それ以降は目標としているものだ。

議長 発言が無いので、その他、事務局から連絡事項を願う。

事務局 次回の総会開催日は、3月19日水曜日の午後2時から。場所は本庁舎4階会議室にて開催する。

議長 以上をもって、本日の第2回農業委員会総会を終了する。

以上

(閉会 午後 3時 35分)

事 務 局

事務局長	前田	剛
書記	藤井	憲
書記	岡田	聡

令和 7 年 2 月 26 日

議事録署名

15 番

17 番

議長